

改定後 意見照会用										改定前			
公共建築工事における工期設定の基本的考え方 (R7)					(案) 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)(R9)					公共建築工事における工期設定の基本的考え方 (H30)			
第		()	○		見出し	参考事例	ポイント	備考			参考事例	ポイント	
2					第2 適正な工期を確保するための方策 発注者は、適正な工期を確保するため、企画、調査及び設計、工事発注準備、入札契約並びに施工の各段階において以下の事項に取り組む。					第2 適切な工期を確保するための方策 発注者は、適切な工期を設定するため、調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び施工の各段階において以下の事項に取り組む。			
2	1				1. 企画、調査及び設計段階					1. 調査及び設計段階			
2	1	1			(1)事業が着実に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定し、工事の予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。					(1)事業全体の工程(スケジュール)が的確に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定した上で予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。			
2		1	1	1		1. 円滑な施工確保	基本設計の終了後に、事業部局から基本計画の内容と異なる新たな設計条件が提示された。 そのため、基本計画にさかのぼる手戻りが発生し、設計の終了が遅れた。更にその後の工事発注手続き等のスケジュールに影響を及ぼした。	事業の企画段階では、事業部局と十分に調整した「設計条件」を整理すると共に、設計スケジュールに沿った協議を進めることが重要である。また、各種申請手続期間を踏まえた適切な「設計期間」※を確保する。	R2年版の事例を修正		事業部局から基本計画の内容と異なる新たな設計条件が提示されたため、基本計画にさかのぼる手戻りが発生し、設計の終了が遅れた。更にその後の工事発注手続き等へ影響し、工事の着手が遅延した。	事業の企画段階では、事業部局と十分に調整した「設計条件」を整理することが重要である。また、各種申請手続期間を踏まえた適切な「設計期間」※を確保する。	
2		1	1	1	①現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。	1. 円滑な施工確保	設計図面の完成から工事費の予算化までの間に景観条例が改正されていたが、情報収集が十分ではなく把握していなかった。 工事の発注手続き中に条例改正に気が付き、行政手続きのための追加資料の作成、外装材の一部変更等に追加の期間を要した。	必要な各種申請内容※とそれに要する期間を幅広く確認・把握するとともに、工事発注までに関係官公署等と十分な調整を行うことができる期間を見込む。	R2年版の事例を修正	①現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。	景観条例が改正されていたのに情報収集が十分ではなく、追加資料の作成、外装材の一部変更等に追加の期間を要し、工事の着手が遅延した。	必要な各種申請内容※とそれに要する期間を幅広く確認・把握するとともに、工事発注までに関係官公署等と十分な調整を行うことができる期間を見込む。	
2	1	1	2		② 設計(計画通知手続期間等を含む。)、入札契約手続及び工事着手から工事完成までの施工(資機材(設備機器を含む。以下同じ。))・労務の調達、現場事務所の設置等の「準備期間」及び施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」を含む。)のそれぞれに要する期間。	1. 円滑な施工確保	設計段階で設定した受電日は竣工日間に設定しており、後工程に必要な期間を考慮していなかった。 そのため、施工段階で設備機器等の試運転調整に要する期間等を適切に確保できなかった。	設計段階で、受電の時期、設備の総合試運転及び諸検査等に必要な期間を考慮し、適切に概成工期※を設定するとともに、「準備期間」、「後片付け期間」についても考慮し、適切な施工期間を確保する。	R2年版の事例を修正	②設計(計画通知手続期間等を含む。)、入札契約手続及び工事着手から工事完成まで施工(労務・資機材の調達、現場事務所の設置等の「準備期間」及び施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」を含む。)のそれぞれに要する期間。	設計段階で設定した受電日は竣工日間にあったが、概成に必要な期間は確保されていると判断し、そのまま工事を進めたところ、実際には設備機器等の試運転調整に要する期間等が確保できず、工事の完成が遅延した。	受電の時期、設備の総合試運転及び諸検査等に必要な期間を考慮し、適切に概成工期※を設定するとともに、「準備期間」、「後片付け期間」についても考慮し、適切な施工期間を確保する。	
2	1	1	3		③近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。	4. 敷地や施設の現況確認	解体工事の施工方法について、設計段階では市街地であるにも関わらず敷地条件を十分に考慮せずに工法を決定した。 そのため、施工段階で振動・騒音に係る近隣からの苦情が寄せられ、工法・工程の見直しが必要となった。	近隣建物の状況調査を行い、それを踏まえた工法・重機等を選定するとともに、事前に工事内容等を工事の影響を受ける関係者へ説明する。	R2年版の事例を修正	③近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。	解体工事の施工方法について設計段階で想定した工法により工事を進めたところ、振動・騒音に係る近隣からの苦情による工法・工程の見直しにより、工事の完成が遅延した。	近隣建物の状況調査を行い、それを踏まえた工法・重機等を選定するとともに、事前に工事内容等を工事の影響を受ける関係者へ説明する。	
2	1												
2	1	2			(2)設計図書の作成に当たっては、次に示す事項に留意して調査及び設計を行う。								
2		1	2	1		4. 敷地や施設の現況確認	設計段階のボーリング調査等において、地下水位について確認していなかった。 工事着手後に設計と条件で「無」としていた地下掘削時の湧水が確認され、湧水処理措置が必要となった。	当該敷地の地下水の有無、地盤の状況等の把握に必要な調査を実施するほか、地盤等の情報についても可能な限り把握し、的確に設計図書に反映しなければならない。	R2年版の事例を修正		設計と条件で「無」とされていた地下掘削時の湧水が施工時に確認され、工期延期が必要となり工事の完成が遅延した。	当該敷地の地下水の有無、地盤の状況等の把握に必要な調査を実施するほか、地盤等の情報についても可能な限り把握し、的確に設計図書に反映しなければならない。	
2		1	2	1	①敷地や施設(以下「敷地等」という。)の現況等を的確に把握するなど、事前の調査を十分に行う。	4. 敷地や施設の現況確認	建物解体の設計段階において、石綿含有建材の有無の確認を行わなかった。 建物解体時に設計図書に記載のない石綿含有建材が確認され、工期延期と費用の増額が発生した。	既存建物の解体や改修を行う場合には、建設時期や修繕履歴等を確認するとともに現地調査を行い、可能な限り有害物質(石綿等)の有無を把握し、的確に設計図書に反映しなければならない。	R2年版の事例を修正	(2)敷地や施設の現況などを的確に設計図書に反映するため、事前の調査を十分に行う。	建物解体時に設計図書に記載のない石綿含有建材が確認され、工期延期と費用の増額が発生した。	既存建物の解体や改修を行う場合には、建設時期や修繕履歴等を確認するとともに現地調査を行い、可能な限り有害物質(石綿等)の有無を把握し、的確に設計図書に反映しなければならない。	
2	1	2	2			1. 円滑な施工確保	改修工事の設計段階において、入居官署等への仮設計画等の十分な施工条件説明が不足していた。 工事発注後に工事用車両動線(搬出入経路)について入居官署から改善要望があり、当初計画の車両動線を変更する必要が生じた。	工事の施工条件明示に際しては、事前に工事内容だけでなく業務等に影響がある仮設計画についても入居官署等に説明し、協力を得ると共に、これらを的確に設計図書に反映する必要がある。	新規				
2	1	2	2		②施設管理者及び入居する官公署(以下「入居官署等」という。)に対し、施工手順や各工程、仮設計画を含む工事内容について、丁寧に説明し、理解及び協力を得る。 また、騒音・振動作業の実施不可日及び立ち入り制限等の施工条件について、入居官署等と協議し、的確に把握する。	1. 円滑な施工確保	施工が完了した事務室へ段階的に引越しを行いながらの改修工事において、施工ステップ毎に施工エリアが変化する計画について、入居官署等への事前説明が不足していた。 想定していた仮設計画で現場手配を進めていたが、施工段階の入居官署との打合わせで施工ステップと仮設計画について疑義が生じ、その調整に時間を要した。	工事の施工条件明示に際しては、事前に工事内容だけでなく業務等に影響がある仮設計画についても入居官署等に説明し、協力を得ると共に、これらを的確に設計図書に反映する必要がある。	新規				
2	1	2	2			1. 円滑な施工確保	免震改修の設計段階において、工事車両の動線や工事で発生する騒音について、入居官署等への事前説明が不足していた。 施工段階に仮設計画の変更協議や騒音・振動への苦情等に対する工法見直しに時間を要した。	設計段階に入居官署等と協議を行い施工条件の決定を行い、設計業務完了時に工事内容について入居官署等への説明を実施し、騒音や振動が発生する工程については了承を得ておく必要がある。	新規				

第		()	○		見出し	参考事例	ポイント	備考		参考事例	ポイント
2	1	2	3		③ 設計図書に、敷地等の現況や要求性能を反映するとともに、必要に応じて工期に影響を及ぼす事項※1を施工条件として明示する。また、施工段階で要求性能の確認を要するものについては、その内容を設計図書に明示する。 ※1 建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第1項に基づく工期に影響を及ぼす事象等を参考とする。	工事発注前の別途工事において既存建物の解体・埋戻しを行ったため、敷地内の搬入路の地盤が悪化していた。そのため、工事搬入車両が建物近くに横付け出来ず、地盤改良及び鉄板敷きが必要となった。	別途工事による状況を設計図書に反映するとともに、施工段階で要求性能の確認を要するものについては、その内容を設計図書に明示する。	新規			
2	1	2	4		4. 敷地や施設の現況確認	設計段階において、施設の改修履歴の確認が不足していた。 電気埋設配管の盛替工事に先立って、施工段階で既設配管の現況の確認を行ったところ、施設の改修履歴から設計図書への反映が漏れていた配管が確認された。	設計図書作成前に、既存の図面や改修履歴を確認するとともに、現地調査を必ず行い、可能な限り施設の現況を把握した上で設計図書を作成しなければならない。	R2年版の事例を修正	(3)設計図書と施設の現況又は設計図書間の不整合を生じさせないよう、設計段階での図面審査を確実に行う。また、要求性能を明確に反映した設計図書とともに、施工段階で要求性能の確認等を要するものについては、その内容を設計図書に明示する。	電気埋設配管盛替工事で、施工段階で既設配管の現況の確認を行ったところ、施設の改修履歴から設計図書への反映が漏れていた配管が確認され、工事の着手が遅延した。	設計図書作成前に、既存の図面や改修履歴を確認するとともに、現地調査を必ず行い、可能な限り施設の現況を把握した上で設計図書を作成しなければならない。
2	1	2	4		④ 設計図書と敷地等の現況若しくは設計図書間の不整合又は設計図書の誤謬若しくは情報不足等を生じさせないよう、設計段階での図面審査を確実に行う※2。 ※2「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について」(国土交通省)を参考とする。	1. 円滑な施工確保 免震改修工事の設計段階において、建築工事と設備工事の調整が不十分であった。 工事発注後、外構の既設設備配管の切り直しを行うための事前調査を行ったところ、建築工事と設備工事の設計図書の内容に不整合が見つかったため、設計図書の修正が必要となった。	建築工事と設備工事等の関連工事の設計図書間に不整合がないよう、設計業務受託者にチェックポイントを示すなどして十分な確認を求めるとともに、図面審査を確実に行わなければならない。	R2年版の事例を修正		設計図書作成前に、既存の図面や改修履歴を確認するとともに、現地調査を必ず行い、可能な限り施設の現況を把握した上で設計図書を作成しなければならない。	建築工事と設備工事等の関連工事の設計図書間に不整合がないよう、設計業務受託者にチェックポイントを示すなどして十分な確認を求めるとともに、図面審査を確実に行わなければならない。
2	1	2	5		⑤ 工事受注者の仕様を反映したプレハブ建築物の計画通知の手続きを行うなど、工事契約締結後に発注者が行政手続を行う必要がある場合は、設計段階において可能な限り調整を進めるとともに、行政手続期間を工期に適切に反映する。	1. 円滑な施工確保 プレハブの仮庁舎の行政手続き(計画通知)について、プレハブメーカーにより仕様が異なるため設計段階では事前調整を行わなかった。 そのため、施工段階における行政手続き(計画通知)に想定以上に時間を要したため、工事着手が遅延した。	行政手続き期間中に行える工事は限られるため、行政手続きに要する期間を予め特定行政庁に確認するなどして想定し、工期に含める必要がある。	新規			
2	2				2. 工事発注準備段階				2. 工事発注準備段階		
2	2	1			5. 施工条件明示	外壁改修工事の発注時において、外壁タイルの撤去作業は、土日祝日のみの作業であることの施工条件を明示しなかった。 受注者は平日作業を計画していたため、作業手配の再調整に時間を要した。	工事内容や施工条件等を明示し、これらを適切に反映した工期を設定する必要がある。	R2年版の事例を修正		外壁改修工事において外壁タイルの撤去作業は、土日及び祝日のみの作業であったが、施工条件に明示されていないため、工事の完成が遅延した。	工事内容や施工条件等を明示し、これらを適切に反映した工期を設定する必要がある。
2	2	1			5. 施工条件明示	施工手順は「別敷地に仮設施設を新築(入居官署が引越)」⇒「既存施設を解体し、新施設を新築(入居官署が引越)」⇒「仮設施設を解体」であった。 工事発注時の施工条件では、新施設の完成予定日のみを明示していたため、施工段階において、入居官署の引越時期等の調整に時間を要した。	設計図書において、仮設施設の完成、引渡時期等の施工条件を明示する必要がある。	R2年版の事例を修正	(1)調査及び設計内容に基づく工事内容、施工条件等を適切に反映した工期を入札条件として設定する。	実際の施工手順は「別敷地に仮設施設を新築」⇒「既存施設を解体し、新施設を新築」⇒「仮設施設を解体」であったが、施工条件で明示していたのは新施設の完成予定日のみであったため、その後の調整に時間を要し、工事の完成が遅延した。	設計図書において、仮設施設の完成、引渡時期等の施工条件を明示する必要がある。
					1. 円滑な施工確保	既存庁舎の改修を伴う増築工事において、既存庁舎の検査済み証がないことを特定行政庁に確認し忘れていた。 工事契約後に計画通知の申請手続きを行ったところ、特定行政庁より既存庁舎の建築基準法への法適合性について報告を求められたため、施工段階に法適合確認調査が必要となった。	増築工事における既存庁舎への対応は、事前に特定行政庁等に確認し、工事において行う調査等を設計図書に明示するとともに工期を設定する必要がある。	新規			
					1. 円滑な施工確保	研修施設の改修の設計段階において、研修カリキュラムにより作業不可となる日時等を確認し調整しないままの施工条件で工事発注を行なった。 工事契約後、入居官署から作業不可日時を指定され工程の見直しが必要となった。	入居官署の行事等による作業不可日等の施工条件を確認し、設計図書に明示するとともに、これらを反映した工期を設定する必要がある。	新規			
2	2	2			6. その他	設備機器の製作等を含む工事において、現場代理人の常駐を要しないことができる期間にも限って常駐義務を課して工事発注を行った。 配置できる現場代理人を確保できず、入札不調につながった。	契約直後の準備段階や機器の工場製作のみが行われている期間、完成検査終了後の後片付段階では、現場代理人の常駐義務や監理技術者等の専任義務を緩和することを条件明示するなど、受注者に過度な負担とならないよう配慮すべきである。	R2年版の事例を修正	(3)建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定※1といった契約上の工夫等を行い、技術者を過剰に拘束しない、ゆとりある工期設定に努める。	機器製作等が含まれる工事で、常駐を要しないことができる期間にも現場代理人の常駐義務を課したため、入札が不調に終わった。	契約直後の準備段階や機器の工場製作のみが行われている期間、完成検査終了後の後片付段階では、現場代理人の常駐義務や監理技術者等の専任義務を緩和することを条件明示するなど、受注者に過度な負担とならないよう配慮すべきである。
2	2	3			1. 円滑な施工確保	単年度予算による工事において、他の発注機関の工事が夏に集中することが判明したため、工期末を年度末に再設定して入札手続きを行った。 工事着手後に、次年度にまたがる工期延期が必要となり、繰越手続き及び工期延期に伴う経費の増額処置に時間を要した。	予算要求段階で、工事に必要な期間を十分に見込み、年度をまたぐ工期が想定される場合には、債務負担行為を活用※すべきである。	R2年版の事例を修正	(2)工事着手から工事完成までの期間が長く、複数年度にわたる工事については、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。また、地域における建設工事量の把握に努め、年度当初からの予算執行、建設工事の繁忙期を避けた発注時期及び工事完成時期の検討等、施工時期の平準化に努める。	単年度予算による工事において、想定が不十分であったことから次年度にまたがる工期延期が必要となり、繰越手続き及び工期延期に伴う経費の増額措置に時間を要し、工事が一時中止となり、工事の完成が遅延した。	予算要求段階で、工事に必要な期間を十分に見込み、年度をまたぐ工期が想定される場合には、債務負担行為を活用※すべきである。
2	2	4			1. 円滑な施工確保	外壁改修工事において、入居官署への工事内容の事前説明が不足していた。 外壁周りの弱電関係の配線を入居官署が撤去手続きを行っておらず、工事着手後に申請したため撤去が遅れ、施工計画の見直しが必要となった。	工事中に入居官署が対応すべき事項については、事前に十分調整すると共に、実施工程表作成時に工程表に記入するなどして共有し、工期に影響が出ないよう配慮が必要である。	新規			
2	2	5				参考事例なし					
2	3				3. 入札契約段階				3. 入札契約段階		
2	3	1			5. 施工条件明示	工事の入札契約段階において、「工事開始前の石綿粉じん濃度測定の有無」の質問に対して、事前調査結果を十分確認せずに測定不要と回答を行った。 工事着手後に、石綿含有建材が発見されたため追加調査等が必要となった。	設計図書に関する質問回答は、公共工事標準請負約款に設計図書の一部として位置づけられるものであり、調査結果等に基づき正確に回答する必要がある。	R2年版の事例を修正	(1)設計図書に関する質問回答において、工事の施工条件、施工手順その他工事に影響する事項については、可能な限り明確な回答に努め、発注前に不明な事項があれば追加にて条件明示するなど施工条件の明示に努める。	工事の入札手続きにおいて、「工事開始前の石綿粉じん濃度測定の有無」の質問に対して、事前調査結果を十分確認せずに測定不要と回答を行ったが、結果的に石綿含有建材が発見され、追加の調査等により、工事の完成が遅延した。	設計図書に関する質問回答は、公共工事標準請負約款に設計図書の一部として位置づけられるものであり、調査結果等に基づき正確に回答する必要がある。
2	3	1			5. 施工条件明示	設計図書にボーリング調査結果の一部のみを示し、ボーリング調査結果の質問に対しても図面によると回答した。 工事着手後のボーリング調査にて、地層の変化が大きく、調査が不十分であることがわかり、追加調査と杭の変更が必要となった。	工事の施工条件、施工手順その他工事に影響する事項(敷地や建物調査結果等)は、適切に調査を行い、建設業法の改正(令和元年6月公布)において工期に影響を及ぼす事象に関する情報提供について規定されたことを踏まえ、入札契約段階で可能な限り明示する必要がある。	R2年版の事例を修正		設計図書にボーリング調査結果の一部のみを示し、ボーリング調査結果の質問に対しても図面によると回答したが、契約締結後、地層の変化が大きく、調査が不十分であることがわかり、追加調査と杭の変更のため、工期延期の必要が生じた。	工事の施工条件、施工手順その他工事に影響する事項(敷地や建物調査結果等)は、適切に調査を行い、建設業法の改正(令和元年6月公布)において工期に影響を及ぼす事象に関する情報提供について規定されたことを踏まえ、入札契約段階で可能な限り明示する必要がある。

			()	○		見出し	参考事例	ポイント	備考		参考事例	ポイント
2	3	2			(2)発注する工事の内容に照らして真に必要と認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。	6. その他	総合評価落札方式において、工期短縮 につながる工法の技術提案を求めた。 工事着手後、受注者が提案した工法では品質及び安全面の検討が不十分であることが判明し、 工法の再検討 が必要となった。	適正な工期設定により工事発注を行う必要があり、品質や安全面の問題が生じることにつながるおそれもあることから、工期短縮に係る技術提案は求めない。	R2年版の事例を修正	(2)発注する工事の内容に照らして真に必要と認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。	総合評価落札方式において、工期短縮の提案を求め採用したが、品質及び安全面の検討が不十分であったため、工法の再検討により、工事の完成が遅延した。	適正な工期設定により工事発注を行う必要があり、品質や安全面の問題が生じることにつながるおそれもあることから、工期短縮に係る技術提案は求めない。
2												
2	4				4. 施工段階						4. 施工段階	
2	4	1			(1)設計者が設計意図を遅滞なく工事受注者（以下「受注者」という。）及び工事監理者に伝達することができるよう努める。また、工程に遅延が生じないよう、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、 ウィークリースタンス※4に配慮しつつ 、ワンデーレスポンス※5の実施に努める。	2. 働き方改革の取組	材料(製品)等の決定において、設計者による設計意図伝達、受注者からの提示、施設管理者との調整といった一連の流れに要する時間の認識が不十分 だった。 承認に時間を要してしまい材料等の手配が工程に間に合わなかった。	工事の進捗に応じて、遅滞なく設計意図の伝達が行われるよう、設計意図伝達に係る検討・調整に要する時間について考慮しつつ、設計者、受注者、工事監理者及び施設管理者との調整を適切に図ることが必要である。	R2年版の事例を修正	(1)設計者が設計意図を遅滞なく工事受注者（以下「受注者」という。）及び工事監理者に伝達することができるよう努める。また、工程に遅延が生じないよう、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンス※2の実施に努める。	材料(製品)等の決定において、設計者による設計意図伝達、受注者からの提示、施設管理者との調整といった一連の流れに要する時間の想定が不十分で、内装工事の着手が遅延した。	工事の進捗に応じて、遅滞なく設計意図の伝達が行われるよう、設計意図伝達に係る検討・調整に要する時間について考慮しつつ、設計者、受注者、工事監理者及び施設管理者との調整を適切に図ることが必要である。
2	4	1			※4 計画的に業務・工事を履行しつつ、より一層魅力ある仕事となるよう、例えば「業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない」などの取組により、業務環境等の改善を行うこと。 ※5 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設定するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含む。	2. 働き方改革の取組	事務室の名称を決める際、入居官署との協議に時間を要し、予定の期限までに受注者に示すことができなかった。 そのため、中央監視設備のデータ製作の着手が遅れた。	工程に遅延が生じないよう、受注者からの質問・協議への回答は、施設管理者、設計者等と必要な調整を行った上、基本的に「その日のうち」に行うこととし、即日回答が困難な場合は回答期限を設定するなど、必要な事項の決定を速やかに行う必要がある。	新規	予定の期限までに、発注者が部屋名称を決定して受注者に示さなかったため、中央監視設備のデータ製作に取りかかることができず、工事の完成が遅延した。	工程に遅延が生じないよう、受注者からの質問・協議への回答は、施設管理者、設計者等と必要な調整を行った上、基本的に「その日のうち」に行うこととし、即日回答が困難な場合は回答期限を設定するなど、必要な事項の決定を速やかに行う必要がある。	
2	4	2			(2)受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。また、 週休2日の確保にあたり、必要に応じて入居官署等を含む関係者と調整する。	2. 働き方改革の取組	発注者が実施工程を考慮せず、設計変更を数度にわたり通知した。 設計変更に伴い、実施工程に手戻りが生じた。	設計変更は、実施工程表を踏まえて受発注者の間で協議を行い、実施する必要がある。また、設計変更に伴い実施工程に影響がある場合には、設計変更ガイドライン※を参考とし、工期延期を検討する。	R2年版の事例を修正	発注者が実施工程を考慮せず設計変更を数度にわたり通知した結果、工事の進捗が遅延した。	設計変更は、実施工程表を踏まえて受発注者の間で協議を行い、実施する必要がある。また、設計変更に伴い実施工程に影響がある場合には、設計変更ガイドライン※を参考とし、工期延期を検討する。	
2	4	2					2.4(5)へ移動			(2)受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。	工事現場周辺でも被害が発生した記録的な大雨により、不稼働日が想定を大幅に上回り、受注者から工期延長の請求を受けたが、協議を円滑に進められなかった。	受注者から実施工程表の提出を受けた際には、その内容(クリティカルパス等)をよく確認のうえ承諾する。施工期間中、受発注者間において実施工程表を基に工事の進捗を確認し、遅れが生じている場合は、その要因、以降の工程への影響等について情報共有を図り、工期延長が必要となる可能性を早く把握できるようにする。
2	4	3			(3)一つの工事現場において、設備工事、内装工事、 外構工事等 の後工程の適正な施工期間 並びに受電の時期及び総合試運転調整の期間を考慮して、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないよう、各工事(分離して発注した工事を含む。) 間の調整を適切に実施する。	1. 円滑な施工確保	建築、電気設備、機械設備の分離発注工事における建築工事の工程変更について、設備工事の施工業者△情報共有 を行わなかった。 予定していた設備工事を行うことができない期間が発生した。	一つの工事現場で分離発注された複数工事が実施される場合には、全体工程に遅延が生じないように、各工事間の施工手順、進捗状況等を把握するとともに、各工事の受注者へ情報を共有※1し、各工事の受注者の協力のもと※2必要な調整を適切に実施する。	R2年版の事例を修正	(3)一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)	建築、電気設備、機械設備の分離発注工事における建築工事の工程変更について、設備工事の施工業者に情報共有が行われず、予定していた設備工事を行うことができない期間が発生し、工事の完成が遅延した。	一つの工事現場で分離発注された複数工事が実施される場合には、全体工程に遅延が生じないように、各工事間の施工手順、進捗状況等を把握するとともに、各工事の受注者へ情報を共有※1し、各工事の受注者の協力のもと※2必要な調整を適切に実施する。
2	4	4			(4)工事関係書類作成の効率化のため、あらかじめ受注者と省略可能な書類に係る協議を行い、提出を求める工事関係書類を明確化するとともに、下請負人にも周知を図るよう受注者に促す。また、情報共有システム等の情報通信技術を活用することにより工事関係書類の提出等が円滑に進むよう努める。なお、材料の使用量や施工規模が小さい場合の施工計画書については、複数の工種をまとめるなど、効率化を図る。	2. 働き方改革の取組	発注者が工事着手当初に情報共有システムの活用方法や工事書類の提出方法を受注者と協議しなかった。 各施工計画書などが工程ごとではなく、まとまってからの提出や、修正されない状態での提出などが頻繁に発生し、業務効率化に結びつかなかった。	書類の提出方法や協議のルールなどについては 工事着手時 に受注者と調整を済ませておき、円滑な工事進捗が行えるように心がける。	新規			
2	4	4				2. 働き方改革の取組	小規模工事にもかかわらず全ての工種で施工計画書の作成させた。 書類の提出が間に合わず、各工種の着手が遅れ全体工期に影響を及ぼした。	工事関係書類作成の効率化のため、あらかじめ受注者と省略可能な書類に係る協議を行い、提出を求める工事関係書類を明確化するとともに、材料の使用量や施工規模が小さい場合の施工計画書については、複数の工種をまとめるなど、効率化を図る。	新規			
2	4	5			(5)請負契約の締結後に工期に影響を及ぼす事象※6が発生し、工期の変更についての協議の申出を受けた場合は、誠実に当該協議を行う。 ※6 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和6年国土交通省令第105号)第1条に基づくもの。	3. 社会的・自然的要因	受注者は、記録的な大雨により不稼働日数が当初の想定を大幅に上回ったため、 工期延長を請求した。 受発注者間で実施工程表を活用した進捗管理が十分に行われていなかったため、 工期への影響日数等を把握する までに時間を要し、 工期延長に関する協議の開始が遅れ、協議を円滑に進めることができなかった。	受注者から実施工程表の提出を受けた際には、その内容(クリティカルパス等)をよく確認のうえ承諾する。施工期間中、受発注者間において実施工程表を基に工事の進捗を確認し、遅れが生じている場合は、その要因、以降の工程への影響等について情報共有を図り、工期延長が必要となる可能性を早く把握できるようにする。	R2年版の事例を修正			
2												
3					第3 適正な工期を設定するための留意事項 発注者は、適正な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。					第3 適切な工期を設定するための留意事項 発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。		
3	1				1. 共通事項					1. 共通事項		
3	1	1				3. 社会的・自然的要因	多雪・寒冷地域の工事において、外構工事を2～3月に実施することとなった。 大雪により除雪作業等が 必要となり、 外構工事の施工が遅れた。	多雪・寒冷地域の場合、当該地域の気象データに基づき、設計段階から工事発注準備段階において、多雪時期に実施する工事に配慮した工程計画を検討する。債務負担行為を積極的に活用する等必要となる措置を講じ、多雪・寒冷時期の工事に配慮した工期設定により工事を発注する。	R2年版の事例を修正	(1)多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因及び労働事情、建設資材の調達事情、交通事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。	多雪・寒冷地域の工事において、外構工事を2月から3月に実施することとなったが、大雪により除雪の作業等により外構工事の施工が遅れ、工事の完成が遅延した。	多雪・寒冷地域の場合、当該地域の気象データに基づき、設計段階から工事発注準備段階において、多雪時期に実施する工事に配慮した工程計画を検討する。債務負担行為を積極的に活用する等必要となる措置を講じ、多雪・寒冷時期の工事に配慮した工期設定により工事を発注する。
3	1	1			(1)多雪、寒冷、多雨、強風、 猛暑 等の自然的要因及び労働事情、資機材の調達事情、物流事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。	3. 社会的・自然的要因	多雨・強風が発生しやすい時期に、躯体工事を実施する工程で 工事発注を行った。 台風の影響により躯体工事に遅れが生じ、 その後の工程の大幅変更が必要となった。	多雨・強風が発生しやすい地域において、実施工程表を作成するに当たっては、当該地域の気象データに基づき、多雨・強風の影響による工事の不稼働日の期間を想定したものとする。	R2年版の事例を修正		多雨・強風が発生しやすい時期に、躯体工事を実施する工程となっており、長雨、強風の影響により躯体工事に遅れが生じ、その後の工程の大幅変更が必要となった。	多雨・強風が発生しやすい地域において、実施工程表を作成するに当たっては、当該地域の気象データに基づき、多雨・強風の影響による工事の不稼働日の期間を想定したものとする。
3	1	1				3. 社会的・自然的要因	猛暑期間に防水改修・外壁改修を実施する工程として工事発注を行った。 猛暑による作業不能日が続いたため工程が遅延した。	工事発注準備段階で、猛暑期間を回避した工事発注に努め、猛暑による作業不能日を見込んで 工期設定をする。 工事中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて 工期及び請負代金額を変更することとしている。	新規			

第		()	○	見出し	参考事例	ポイント	備考	参考事例	ポイント		
3	1	2		(2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に、工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。	5. 施工条件明示	敷地の前面道路の車両規制(大型車両の通行時間の制限)を把握しないまま、工事発注を行った。 施工段階において、通行時間の制限車両規制により搬出入時間の短縮が必要となり、ミキサー車等の大型車両が1日に往復できる回数が減少した。車両規制を通行制限のからないものに変更したところ、車両台数が当初の4台から8台へ増加し見直す必要が生じ、追加車両等の手配に時間を要したことから、工程が遅延した。	工事の施工条件明示に際しては、事前に近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮して工期設定をすると共に的確に設計図書に反映する必要がある。	新規	(2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に、工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。		
3	1	3		(3) 月単位の週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇、入居官署等の行事等による不稼働日を考慮する。	1. 円滑な施工確保	工事発注前の調整が不足しており、敷地内増築工事において、入居官署の行事のために来庁者用駐車スペースの確保が必要であることが契約後に判明した。 調整や行事準備のため工事内容が制約された期間(1か月)、行事中の安全確保のため工事が実施できない期間(不稼働日1週間)が発生した。	執務中の施設のある敷地で行う工事においては、工事発注準備段階までに、工事に影響(不稼働日等)するような入居官署の行事等について確認し、週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇等の確保についても考慮のうえ、施工に要する期間が適切に確保できる工期設定を検討する。 また、施工段階において、受注者が作成する実施工程表に入居官署等の行事等による不稼働日が考慮されているか確認する。	R2年版の事例を修正	(3) 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇、入居する官公署(以下「入居官署等」という。)の行事等による不稼働日を考慮する。	敷地内増築工事において、入居官署の行事のために来庁者用駐車スペースの確保が必要であることが契約後に判明し、調整や行事準備のため工事内容が制約された期間(1か月)、行事中の安全確保のため工事が実施できない期間(不稼働日1週間)が発生し、その影響により工事の完成が遅延した。	執務中の施設のある敷地で行う工事においては、工事発注準備段階までに、工事に影響(不稼働日等)するような入居官署の行事等について確認し、週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇等の確保についても考慮のうえ、施工に要する期間が適切に確保できる工期設定を検討する。 また、施工段階において、受注者が作成する実施工程表に入居官署等の行事等による不稼働日が考慮されているか確認する。
3	1	4		(4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、資機材の製作期間等を考慮する。	3. 社会的・自然的要因	工事発注時に資機材の供給不足の事情を考慮せず、設計段階に作成した工程で工事発注を行った。 工事契約後、半導体の供給不足により受変電設備の機器製作期間が大幅に伸びたため、工期延期を行った。	工事発注時点で供給が滞る資機材情報を得ている場合は、工期設定や工事内容に適切に反映を行い、予期せぬ事態により工期延期等が必要となった場合は適切に対応を行う。	新規	(4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、資材及び機器の製作期間等を考慮する。		
3	1	5		(5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。					(5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。		
3	1	6		(6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。					(6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。		
3	1	7		(7) 特定の施工条件は、設計図書に明示する※7。特に、入居官署等の業務特性等により特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。 ※7「施工条件明示について(平成14年5月30日付け国営計第24号)」を参考とする。					(7) 特定の施工条件は設計図書に明示する※3。特に、入居官署等の業務特性等により特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。		
3	1	8		(8) 資機材や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事(機器の製作等を含む。)、外構工事並びに受電後における総合試運転調整のそれぞれに要する期間などを適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定する。	3. 社会的・自然的要因	内装改修工事において、設計段階に想定した照明器具の製作期間を設定していた。 受注者が確認したところ、想定よりも大幅に製作期間がかかることが判明した。	工事発注準備段階で、機器の製作等は、製作メーカーに製作納期を確認して、工期を設定する必要がある。	新規			
3	1	9		(9) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期※8を設定する。 ※8「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。(公共建築工事標準仕様書より)	1. 円滑な施工確保	設計段階、工事発注準備段階で設定した概成工期が、受電時期や設備の総合試運転調整期間を考慮したものとなっていなかった。 工事契約後、受注者が関連工事の調整を図り実施工程表を作成したところ、受電日が竣工間隙となり、設備の総合試運転調整期間が十分に確保できないことが判明した。	設計、工事発注準備、入札契約及び施工の各段階において、受電時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮して概成工期を設定する必要がある。 また、工事契約後に受注者が作成し発注者の承諾を受ける実施工程表は関連工事関係者と調整したものとし、施工段階においては、これに基づき、工事の進捗状況を把握する。 工事の進捗に遅延が生じている場合は、関連する工事関係者と調整し、必要となる工程の見直しを行う。その際、受電時期、概成工期についても再検討し、その後の設備の総合試運転調整や後工事のための適切な期間の確保のため必要と認められる場合は、受電日及び概成工期の時期とともに工期延期を検討する。	R2年版の事例を修正	(8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期※4を設定する。	設計段階、工事発注準備段階で設定した概成工期が、受電時期や設備の総合試運転調整期間を考慮したものとなっていなかった。工事契約後、受注者が関連工事の調整を図り実施工程表を作成したところ、受電日が竣工間隙となり、設備の総合試運転調整期間が十分に確保できない状況が避けられないことが判明した。	設計、工事発注準備、入札契約及び施工の各段階において、受電時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮して概成工期を設定する必要がある。 また、工事契約後に受注者が作成し発注者の承諾を受ける実施工程表は関連工事関係者と調整したものとし、施工段階においては、これに基づき、工事の進捗状況を把握する。 工事の進捗に遅延が生じている場合は、関連する工事関係者と調整し、必要となる工程の見直しを行う。その際、受電時期、概成工期についても再検討し、その後の設備の総合試運転調整や後工事のための適切な期間の確保のため必要と認められる場合は、受電日及び概成工期の時期とともに工期の変更も行う。
3	1	10		(10) VOC測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。					(9) VOC測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。		
3	1	11		(11) 建物の立地条件、入居官署等により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物(建築、設備共)及び引越期間を考慮する。					(10) 建物の立地条件、入居官署等により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物(建築、設備共)及び引越期間を考慮する。		
3	1	12		(12) 適正な工期設定を自ら行うことが困難な場合には、必要に応じて、発注者支援を受けるため外部機関(民間を含む。)や広域的な連携の仕組みを活用する。	1. 円滑な施工確保	設計段階で作成した工期について、適切な工期となっているか発注者として確認が不十分なまま、工事発注を行った。 入札契約段階の質問回答において、工期が不足するとの質問にも適切に対応できずに手続を進めたところ、入札不調となった。	企画段階から全体の事業スケジュールを検討する上で、適切な工期設定が重要である。特に、設計段階においては、工事内容、施工条件等を踏まえ、具体的な工期を検討する必要がある。適切な工期設定となっているか自ら確認できない場合は、必要に応じて外部機関や広域的な連携の仕組みを活用する。 「外部機関」についての参考として、全国営繕主管課長会議で取りまとめた「発注者支援業務事例集」※がある。	R2年版の事例を修正	(11) 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合には、必要に応じて、発注者支援を受けるため外部機関(民間を含む。)や広域的な連携の仕組みを活用する。	設計業務で検討された工期について、適切な工期となっているか発注者として確認できないまま、その工期により工事の入札公告を行い、質問回答における工期が不足するとの質問にも適切に対応できずに手続を進めたところ、入札不調となった。	企画段階から全体の事業スケジュールを検討する上で、適切な工期設定が重要である。特に、設計段階においては、工事内容、施工条件等を踏まえ、具体的な工期を検討する必要がある。適切な工期設定となっているか自ら確認できない場合は、必要に応じて外部機関や広域的な連携の仕組みを活用する。 「外部機関」についての参考として、全国営繕主管課長会議で取りまとめた「発注者支援業務事例集」※がある。
3	2			2. 新築工事					2. 新築工事		
3	2								(1) 建設資材や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事(機器等の製作、受電後における総合試運転調整を含む。)並びに外構工事のそれぞれに要する期間など建物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定する。		
3	2	1		(1) 根切り工事及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。					(2) 根切り工事及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。		
3	2	2		(2) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。					(3) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。		
3	2	3		(3) 工事に伴い入居官署等の入居に伴う引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。					(4) 工事に伴い入居官署等の入居に伴う引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。		
3	3			3. 改修工事					3. 改修工事		
3	3	1		(1) 入居官署等が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間(休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間)等の施工条件を考慮する。					(1) 入居官署等が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間(休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間)等の施工条件を考慮する。		
3	3	2		(2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置(撤去を含む。))に必要な期間を考慮する。					(2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置(撤去を含む。))に必要な期間を考慮する。		

第		()	○		見出し	参考事例	ポイント	備考		参考事例	ポイント
3	3	3		(3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続等に必要な期間についても考慮する。					(3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続等に必要な期間についても考慮する。		
3	3	4		(4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する					(4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する		
3		5		(5) 資機材 の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払う必要がある場合その他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。					(5) 資材の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払う必要がある場合その他の作業効率 ~~が~~ 低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。		
4				第4 工期の変更					第4 工期の変更		
4				発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、 資機材・労務の需給環境が変化した場合、天災等により作業不能日が想定外に増加した場合その他予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、必要となる工事一時中止を行うとともに、発注者と受注者とが協議して 工期の変更を行う※9。 また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合、一工事の工期が変更された ときは 、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。 ※9 国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を参考とする	4. 敷地や施設の現況確認	地下躯体工事における地下掘削の施工中に、発注時に想定されていなかった地中障害物が発見され た 。 その 除去を行う期間が必要となり、その後の地下躯体工事の着手が遅延した 。	地中障害物について発注時の施工条件としてその存在を示していない場合や、示した場合でもその内容が現場で大きく異なる場合は、必要に応じて設計変更や工期の延長を行う対象となる。 なお、設計変更や工期の変更については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を参考とする。	R2年版の事例を修正	発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、必要に応じて工事一時中止を行い、その結果必要となる工期の変更を行う※5。 また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。	地下躯体工事における地下掘削の施工中に、発注時に想定されていなかった地中障害物が発見され、地中障害物の除去を行う期間が必要となった。そのため、その後の地下躯体工事の着手が遅延したことにより、工期の変更が生じた。 なお、設計変更や工期の変更については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を参考とする。	地中障害物について発注時の施工条件としてその存在を示していない場合や、示した場合でもその内容が現場で大きく異なる場合は、必要に応じて設計変更や工期の延長を行う対象となる。 なお、設計変更や工期の変更については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を参考とする。
						適切な工期設定に役立つ参考資料				適切な工期設定に役立つ参考資料	
						○工期設定のイメージ図 調査及び設計段階等における具体的な工期設定の事例 ※本事例はあくまで一例であり、さまざまなケースが考えられる。 https://www.mlit.go.jp/common/001133185.pdf				○工期設定のイメージ図 調査及び設計段階等における具体的な工期設定の事例 ※本事例はあくまで一例であり、さまざまなケースが考えられる。 http://www.mlit.go.jp/common/001133185.pdf	
						○適切な工期を設定するためのチェックシート 調査及び設計段階における事前調査で確認すべき事項のチェックシート ※各発注者が適切に工期を設定するためには、調査及び設計段階で各種の調査・調整を詳細かつ十分に実施することが極めて重要である。本チェックシートは、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。 https://www.mlit.go.jp/common/001133186.xlsx				○適切な工期を設定するためのチェックシート 調査及び設計段階における事前調査で確認すべき事項のチェックシート ※各発注者が適切に工期を設定するためには、調査及び設計段階で各種の調査・調整を詳細かつ十分に実施することが極めて重要である。本チェックシートは、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。 http://www.mlit.go.jp/common/001133186.xlsx	
						○適切な工期を設定するための事前調査票 調査及び設計段階において敷地、使用者の要望等、当該工事の工期を適切に設定するための前提条件とすべき事項の調査票 ※本調査票は、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。 https://www.mlit.go.jp/common/001133187.doc				○適切な工期を設定するための事前調査票 調査及び設計段階において敷地、使用者の要望等、当該工事の工期を適切に設定するための前提条件とすべき事項の調査票 ※本調査票は、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。 http://www.mlit.go.jp/common/001133187.doc	
						○木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 木造庁舎の整備にあたり、工期やコストに影響を及ぼす留意事項をまとめたもの https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_ryuujikou				○木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 木造庁舎の整備にあたり、工期やコストに影響を及ぼす留意事項をまとめたもの http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_ryuujikou	
						○ 営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針 自然的要因のうち、猛暑について過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込む場合の取扱い https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001738736.pdf				○建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001199096.pdf (国土交通省ホームページ)	
						○建築工事適正工期算定プログラム((一社)日本建設業連合会＝日建連) 新築工事における用途・構造・規模等の建物データを入力することにより、完全週休2日、8時間労働、長期休暇の取得を考慮した適正工期をネットワーク工程表として簡便に作成することができるツール ※本プログラムの適正工期は、主に都市部における標準的な工期を示しており、設備工事の工程が全体工期に影響する場合、労務調達等が円滑でない 地域の場合等では別途考慮が必要である。また、地中障害物、埋蔵文化財の有無や官公庁手続、周辺住民との調整等個々の事案によって別途考慮すべき要素が異なるので、各発注者において十分な事前調査が重要である。 https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html (日建連ホームページへ)				○建築工事適正工期算定プログラム((一社)日本建設業連合会＝日建連) 新築工事における用途・構造・規模等の建物データを入力することにより、完全週休2日、8時間労働、長期休暇の取得を考慮した適正工期をネットワーク工程表として簡便に作成することができるツール ※本プログラムの適正工期は、主に都市部における標準的な工期を示しており、設備工事の工程が全体工期に影響する場合、労務調達等が円滑でない 地域の場合等では別途考慮が必要である。また、地中障害物、埋蔵文化財の有無や官公庁手続、周辺住民との調整等個々の事案によって別途考慮すべき要素が異なるので、各発注者において十分な事前調査が重要である。 http://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html (日建連ホームページへ)	
						○自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き((一社)日本電設工業協会＝電設協) 電気設備工事について、契約時から竣工までの業務に従事する際の確認事項や、施設利用者等の関係者へ説明するための知識等を整理した手引き https://www.jeca.or.jp/files/libs/1174/201801261608503414.pdf (電設協ホームページへ)				○自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き((一社)日本電設工業協会＝電設協) 電気設備工事について、契約時から竣工までの業務に従事する際の確認事項や、施設利用者等の関係者へ説明するための知識等を整理した手引き https://www.jeca.or.jp/files/libs/1174/201801261608503414.pdf (電設協ホームページへ)	
						○建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000156.html (国土交通省ホームページ)				○建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001199096.pdf (国土交通省ホームページ)	
						○工期に関する基準 中央建設業審議会 決定 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001735066.pdf (国土交通省ホームページ)				○建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001199096.pdf (国土交通省ホームページ)	